



茨木市の就学相談

～お子様のより良い就学に向けて～

就学相談の基本的な考え方

- 茨木市では、すべての子どもたちが、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行っています。
 - 障害のある子どもの就学については、障害の程度に関わらず、地域の小学校から就学相談をスタートし、本人・保護者の意見を最大限に尊重したうえで、就学先（地域の学校又は支援学校）を教育委員会が決定します。
 - 自立活動や教育課程等について本人・保護者のご意見を聞き、学びの場について総合的に判断します。
- ※まずは、通われている園所または入学予定の学校・教育委員会にご相談ください。

さまざまな学びの場

小 学 校

通常の学級

- ◎子どもたちがお互いを理解し、学び合い、育ち合う教育に取り組んでいます。
- ◎支援の必要な子どもについては、保護者と連携しながら「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの実態に応じて学習内容・方法の工夫や必要な支援を行います。

通級指導教室（令和6年度）※新年度の4月に設置校が変更となる場合があります。

◎市立小学校29教室

（茨木・春日・春日丘・三島×2・中条・玉櫛・玉島・福井・大池×2・中津・東・水尾・郡山・太田・天王・葦原×2・郡・沢池・畑田・山手台・耳原・穂積・白川・東奈良・西河原・彩都西）

市立中学校16教室（養精×2・西×2・東×2・豊川・北・東雲・天王×2・西陵・平田×2・太田・彩都西）に設置しています。

他校の児童・生徒も指定された近隣の通級設置校に通うことができます。

- ◎子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を通級指導教室で行います。

（対象）発達障害、言語障害、障害に応じた特別の教育課程の編成を行う必要がある児童

支 援 学 級（必要に応じて各小・中学校に設置しています。）

- ◎障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別の教育課程（下学年の学習内容や支援学校の教育課程を参考にした学習、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を行う）を編成し、支援学級で少人数による学習を行います。

（種別）知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

支援学校

- ◎障害のある子どもの自立を図るために必要な知識・技能を身につけることを目的とし、一人ひとりの障害特性、健康状態や経験等に応じた特別の教育課程を編成し、自立活動を中心とした学習が行われます。

（種別）視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

- ◎子どもの障害の状態等に応じた教育課程が編成できるようになっています。

就学相談の流れ（5歳児の場合）

1 4月～5月 就学相談ガイダンスへの参加

概要：茨木市における学びの場についての案内および、就学相談申込書等の資料配布等。

日程：①令和7年4月23日（水） ②令和7年4月26日（土） ③令和7年5月9日（金）
④令和7年5月11日（日） ※時間はすべて9時45分～11時15分です。

場所：茨木市立生涯学習センターきらめき きらめきホール

- 申し込みは不要です。（ガイダンスへの参加がない場合、就学相談の申し込みが出来ません。支援学校、支援学級をご検討の方はぜひご参加ください。）
- ガイダンスへご参加の方に、支援学校、支援学級への「就学相談申込資料一式」をお渡しします。（都合により参加ができない場合は、学校教育推進課までご連絡ください。）
- 医療的ケアが必要な幼児については、ガイダンス参加後に別日を設定し、個別の面談を実施しますので、学校教育推進課までご連絡ください。

2 5月～7月上旬 就学相談の申し込み・見学・相談①

- 現在通われている園・所に「就学相談申込書」等を提出し、「就学相談資料」の記入を依頼してください。
- 就学について悩まれている方、市外へ転出予定の方も、まずは就学相談を申し込みください。
- 未就園の場合は、学校教育推進課にお問い合わせください。
- ※できるだけこの期間に地域の小学校及び支援学校の教育方針や特別の教育課程について説明を受けるとともに、教育環境、学習の様子や学校行事等を見学してください。
- 初回の見学は、通われている園・所を通じてお申し込みください。その後保護者から見学先の学校へ連絡いただき、日程調整を行ってください。

3 7月～10月 見学・相談②

- 2回目以降は、各見学先の学校に直接連絡してください。
- ※できるだけ複数回見学・体験をし、具体的な支援内容や方法、学習内容等についてご相談ください。

4 11月中 就学面談

※自立活動や支援内容等について本人・保護者と話し合い、
お子様の学びの場について決定します。

- 支援学校を検討している場合は、学校と面談後、教育委員会が保護者と最終面談をします。
- 地域の学校を検討している場合は、学校が保護者と最終面談をします。

5 12月中旬 就学先決定

6 1月 就学通知書の受取り

- 教育委員会より、就学通知書とともに入学説明会の案内等が、ご自宅に届きます。
- 就学後の具体的な支援については、就学先の学校へご相談ください。

<問い合わせ先>

茨木市教育委員会 学校教育推進課 TEL:072-620-1683